

プロポーザル実施要項

1 業務概要

(1) 業務委託名

熊本市本庁舎等建設地検討支援業務委託

(2) 業務目的

本業務は、本庁舎、議会棟、中央区役所（以下、「本庁舎等」という。）の建設にあたり、建設地選定の基本的な考え方の整理、建設候補地の比較検討に必要なデータ収集・分析等について、必要な支援業務を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

別紙1「熊本市本庁舎等建設地検討支援業務委託 基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおり。

(4) 履行場所

熊本市内一円

(5) 履行期間

契約締結日から令和6年（2024年）12月27日（金）まで

(6) 提案上限額

35,000千円（消費税及び地方消費税含む。）

※提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所本庁舎4階

熊本市政策局総合政策部政策企画課庁舎建設準備室

電話：096-328-2089（直通）

メール：choushakensetsu@city.kumamoto.lg.jp

3 スケジュール

令和6年（2024年）

2月29日（木） プロポーザル実施公告

2月29日（木）～3月25日（月） プロポーザル実施要項等の配布期間

3月8日（金） 質問書提出期限

3月13日（水） 質問書回答期限

3月14日（木） 参加表明書等の提出期限

3月15日（金） 参加資格審査通知

3月25日（月） 提案書等の提出期限

3月26日（火） ヒアリング審査（予定）

3月29日（金） 契約締結（予定）

※ただし、プロポーザル参加表明者数により、スケジュールを変更する可能性が

ある。

4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者、又は、熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和41年規則第15号。）（以下「資格審査規則」という。）第3条に規定する競争入札参加資格審査申請書を提出し、資格審査規則第10条に規定する有資格業者名簿に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。）（以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 国又は地方公共団体から受注した業務として、平成25年度（2013年度）以降に日本国内において履行を完了した、庁舎建設にかかる基本構想または基本計画に関する業務の履行実績を有すること。

5 プロポーザル実施要項及び関係書類の配布

- (1) プロポーザル実施要項及び関係書類の配布方法

本業務委託に係るプロポーザル実施要項及び関係書類（提出書類の様式等）は、熊本市ホームページの掲載及び「2 担当部局」の窓口での配布とする。

- (2) プロポーザル実施要項及び関係書類の配布期間

令和6年（2024年）2月29日（木）午前9時から令和6年（2024年）3月25日（月）午後5時まで（「2 担当部局」での配布は、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以

下「休日」という。)を除く。)

6 参加表明書等の提出

参加を希望する者は、以下のとおり「参加表明書」他必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。

(1) 提出書類

次の書類を提出すること。様式は、参加表明書等提出日時点で記載すること。

ア 参加表明書（様式第1号）	1部
イ 参加資格審査調書（様式第2号）	1部
ウ 会社概要書（様式第3号）	1部
エ 参加表明者の同種業務の実績（様式第4号）	1部

(2) 提出期限

令和6年（2024年）3月14日（木）午後5時まで

(3) 提出部数

1部とする

(4) 提出先

「2 担当部局」

熊本市長（熊本市政策局総合政策部政策企画課庁舎建設準備室）宛

また、封筒の表に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、上記提出期限までに必着のこと。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。また、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

(6) 参加資格審査結果の通知

参加表明書等を提出したすべての者に対して、参加資格審査結果を令和6年（2024年）3月15日（金）までに電子メールにて通知する（参加資格がある旨の通知を受けた者を、以下、「プロポーザル参加者」という。）。なお、参加表明書等を提出後に、都合により辞退したいときは、その旨を書面（様式は自由）で提出すること。

7 参加資格がないと判断した者に対する理由の説明

(1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと判断した理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日か

ら起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

8 説明会

本件プロポーザルに伴う説明会は実施しない。

9 基本仕様書等に対する質問

(1) 基本仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式第8号）により電子メールにて提出すること。ただし、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和6年（2024年）2月29日（木）午前9時から令和6年（2024年）3月8日（金）午後5時まで（休日を除く。）

ウ 提出先

「2 担当部局」

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和6年（2024年）3月13日（水）午後5時までに開始し、令和6年（2024年）3月25日（月）午後5時までとする。

イ 閲覧場所

「2 担当部局」

10 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

プロポーザルに参加する者が1者であっても、プロポーザルを行うものとする。参加表明者及びプロポーザル参加者がいなかった場合には、再度公告し、参加表明書等の提出期限を延長する。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。再度公告し、プロポーザルに参加する者が1者以上あった場合、プロポーザルを行うものとする。

11 提案書等の提出

プロポーザル参加者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。なお、提案書等の提出をもって提案とする。

(1) 提案書等の提出書類及び提出方法

ア 提案書等の提出書類の内容

別紙2「提案書等作成要領」に則って作成の上、提出すること。提出書類の

規格はA3版左とじ・横書き・片面とし、A4サイズに折り込むこと。

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

イ 提出期限

令和6年（2024年）3月25日（月）午後5時までに必着のこと（持参の場合は、休日を除く。）。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 提出先

「2 担当部局」

熊本市長（熊本市政策局総合政策部政策企画課庁舎建設準備室）宛

また、封筒の表に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記すること。

1.2 提案書等のヒアリングの実施

(1) 実施日時

令和6年（2024年）3月26日（火）（予定）

時間、会場については、別途通知するもの。また、プロポーザル参加者数により日程等を変更する場合がある。

(2) 提案書等に基づくヒアリングは、以下に定めるほか、別紙3「熊本市本庁舎等建設地検討支援業務委託契約候補者の審査及び選定に関する実施要領」に沿って実施する。

(3) 出席者は5名以内とし、配置予定の管理責任者と主たる担当者は必ず出席すること。

(4) ヒアリングについては、対面でのみ実施する。

(5) ヒアリングは非公開とする。

(6) ヒアリング時間は40分とする。なお、説明時間は20分以内とする。

(7) パワーポイント等の使用は認めるが、スクリーン、プロジェクター以外はすべてプロポーザル参加者側で持参すること。

(8) ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は認めない。

(9) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、当該プロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時においてヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、当該プロポーザル参加者のヒアリング対象項目については、評価点数を全て0点として取り扱うものとする。

(10) 契約候補者の選定結果については、プロポーザル参加者に対して電子メール

により通知する。

1 3 審査の方法等

別紙3「熊本市本庁舎等建設地検討支援業務委託契約候補者の審査及び選定に関する実施要領」のとおりとする。

1 4 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

- (1) 契約候補者の決定後、プロポーザルの参加者の商号または名称を熊本市ホームページにおいて公表する。
- (2) プロポーザルの参加者ごとの評価点については、最高得点者以外の商号または名称は伏せたいうで、熊本市ホームページにおいて公表を行う。

1 5 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 6 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

- (3) 業務委託契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、「2 担当部局」で閲覧に供する。

(4) 参加表明書等に関する事項

- ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。
- イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出（並びにヒアリング）に係る費用は、提案者の負担とする。
- ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、開示請求があった場合には、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により対応する。
- エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提案者に無断で使用しない。
- オ 提案者から提出のあった参加表明書等及び提案書等に不備等があった場合は、期限を定め、補正を求めることがある。この補正に伴う影響がある箇所については補正を認めるが、それ以外の修正・追加・削除は一切認めない。
- カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が「4 参加資格」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(7) 参加表明書等及び提案書等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。
（消せるボールペンは不可）

(8) 管理責任者、主たる担当者の配置等

- ア 参加表明書等及び提案書等に記載した配置予定の管理責任者、主たる担当者は、原則として履行が完了するまで変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由が生じたとは、当初の配置予定の管理責任者、主たる担当者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとして市長の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。この場

合において、市長の承認を得るためには診断書その他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

- イ アに違反した場合は、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うものとする。
- (9) 基本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル後、選定された契約候補者と熊本市の協議により決定する。
- (10) 本プロポーザルは、令和6年度予算の成立を前提に実施しており、予算が成立しなかった場合は、本プロポーザルの選定等は無効となる。
- (11) 本業務の受託者及び協力会社が、今年度以降に熊本市が発注を予定している本庁舎等整備に関連する業務への参加を妨げられることはない。
- (12) 業務中に知り得た秘密について、候補地の土地・建物の所有者、関連企業を含む第三者に一切漏らしてはならない。これに違反した場合は、契約書に基づき、契約の解除を行うほか、損害賠償を求めるものとする。

以上